

災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画

1 計画の目的

本計画は、「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針（平成24年8月17日策定）」に基づいて、県が、発災からの3日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町村の行う物資供給活動等を支援し、更に県が行う応急活動に資することを目的とする。

※「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」における備蓄等に係る基本的な考え方
災害発生から3日間程度は、被災地外からの支援が行き届かないことなどが想定され、被災地域内での自立的な供給体制が必要。→自助・共助・公助による備蓄・調達を行う。
※4日目以降は、県外からの支援物資が期待でき、受援のための物流体制を整備し、被災地に供給していく。

2 計画期間

本計画は、平成25年度から28年度までの4年間における備蓄物資の計画的な整備等について定める。

3 備蓄物資の対象者

本計画に基づいて整備する備蓄物資の利用対象者は、次のとおりとし、いずれも発災からの3日間に必要となる物資等の提供を想定する。

（1）被災市町村（市町村を經由して被災者へ提供）

被災市町村からの支援要請に基づき、県の備蓄物資等を当該市町村へ輸送する。
被災者へは、当該市町村を經由して提供される。

（2）帰宅困難者対策として開設される県有の一時滞在施設の利用者

帰宅困難者を一時的に受け入れる「一時滞在施設」として指定された県有施設では、発災から最大で3日間の場所の提供を行うことが必要となることから、県が施設管理者として、施設利用者に直接必要な物資等を提供する。

（3）県の災害対応職員

県の災害対応に従事する職員への必要最低限の食料等の物資の提供を行う。

4 被災市町村への提供を目的とした備蓄

(1) 備蓄品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や資機材を対象とし、次の点に留意した品目の選定・備蓄に努める。

- ア 市町村が備蓄又は調達する物資の量的な補完を目的とする。
- イ プッシュ型支援に必要となる物資の備蓄を推進する。
- ウ 災害時要援護者や女性等に配慮した物資の備蓄を推進する。
- エ 原則として、5年以上の使用期限又は耐用年数を有するものに限定する。

ア 食料（主食）

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な主食系の食料を備蓄する。

(ア) 一般向けの食料

長期保存用のクラッカーやアルファ化米など、用途や使用期限等を考慮した備蓄を図る。

(イ) 災害時要援護者等を考慮した食料

乳幼児や高齢者などの災害時要援護者に考慮した、おかゆ（アルファ化米・レトルト）などの食料の備蓄を図る。なお、品目の選定に際しては、食物アレルギー疾患への対応等にも配慮の上、なるべく汎用性の高いものを選定するものとする。

イ 飲料水（ペットボトル）

飲料水の供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完として、ペットボトルによる飲料水の備蓄に努める。

ウ 毛布

生活必需品の代表的な物資として、毛布については、引き続き、一定量の備蓄に努める。

エ トイレ（簡易トイレ）

東日本大震災では、下水道施設の破損等により、トイレ問題がクローズアップされたため、引き続き、一定量の備蓄に努める。

オ 生理用品

女性の避難生活には欠かせないものであることから、一定量の備蓄に努めるものとする。

カ 紙おむつ（乳幼児用・大人用）

乳幼児に、また一定の介護を要する高齢者等の日常生活に欠かせないものであることから、それぞれについて、一定量の備蓄に努める。

キ その他資機材等

(ア) ブルーシート（防水シート）

避難所での活用や損壊した家屋の補強など、汎用性が高く、かつ、家庭で所持している例が少ないことから、一定量の備蓄が必要な品目であるが、既に量的に充足されていることから、旧指針に基づいて備蓄したものを引き続き管理していくこととし、本計画における追加的な備蓄は行わないものとする。

(イ) その他の資機材

最低限必要とされる物資等の重点的な備蓄を図るため、原則として、上記アからカ以外の品目に係る追加備蓄は行わないものとする。

ただし、発電機・投光器・炊飯装置など、旧指針に基づいて整備した資機材等については、引き続き維持管理に努め、活用していくこととする。

(2) 備蓄目標

ア 県の備蓄目標量算定に当たっての基本的な考え方

(ア) 備蓄の目標量の算定に当たっては、本県が実施している被害想定調査の中で、もっとも被害が大きい「東京湾北部地震」における発災１日経過後の想定避難者数を基本とし、２日目以降徐々に減少することを前提とした算定を行う。

***東京湾北部地震における想定避難者数 = 1, 455, 977人**

発災１日後・・・1,455,977人（被害想定調査結果）

発災４日後・・・728,397人（同上）

※同じ割合で、避難者数が減少することを前提として試算

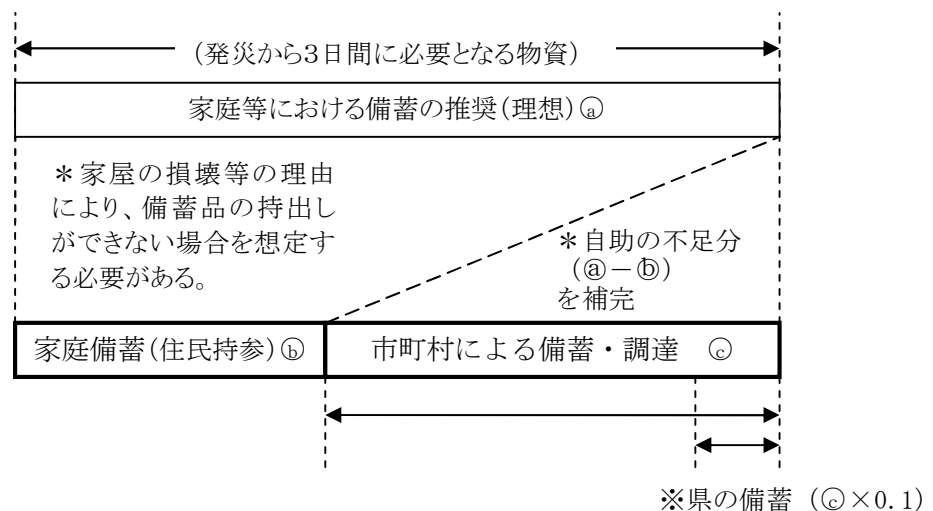
（①1,455,977人 ②1,213,450人 ③970,924人）

・１日後の避難者の内訳は、断水による者約７０％、建物被害その他３０％であるため、早期に在宅避難に切り替える者が出てくることを想定。

・建物被害による避難者は、長期の避難生活に及ぶことが想定される。

(イ) 市町村による備蓄を補完するものとして、市町村が確保すべき（住民持参率を考慮したもの）量の10%に相当する物資の計画的な備蓄を目指すものとする。

- ① 自助による家庭備蓄等の促進（3日分以上の備蓄を推奨）
- ② 家屋の損壊等により、家庭備蓄品等の持ち出しができないことなどが想定される。（避難所に住民が持参できる割合を想定）
- ③ 自助の不足分（①－②）を補完するため、市町村が必要な物資を備蓄・調達
- ④ 県は市町村の補完として市町村（③）の10%相当の備蓄を推進



(ウ) 住民持参率の想定では、食料等に関しては30%、毛布等の生活必需品に関しては50%を基本として算定するものとする。

(エ) 食料については、大規模災害の混乱時であること等を考慮し、1日2食分の備蓄を目標とする。

(オ) 飲料水は、500mlペットボトルでの整備を基本とし、1日2本分の備蓄を目標とする。

(カ) 食料については、1歳児、2歳児及び70歳以上の高齢者数の人口比により災害時要援護者用の食料を算定し、一般向けの食料の算定では、3歳から69歳までの人口比によるものとする。

(キ) 毛布については、一人1枚分の備蓄を目標とする。

(ク) トイレについては、簡易トイレ（60人に1基）を前提とした算定を行う。また、利用者数の算定は、紙おむつ利用者（乳幼児・成人）を除いた人口比によるものとする。

- (ケ) 生理用品の算定は、12歳から51歳の女性の人口比によるものとする。
また、使用枚数は、1日6枚とする。
- (コ) 乳幼児用の紙おむつの対象年齢は、0～41か月の乳幼児とする。また、
使用枚数は、1日6枚とする。
- (サ) 大人用の紙おむつ（パンツ型・尿取りパットとのセット）の対象者は、要介護3以上の居宅介護サービス受給者数の割合による。また、使用枚数は、パンツについては1日2枚、尿取りパットについては1日6枚とする。

イ 品目ごとの備蓄目標量

以上の算定に係る基本的な考え方を踏まえ、算定した備蓄品目ごとの目標量は、次表のとおりである。

品 目	計 算 式	目 標 量 (端数処理) A	H 2 5 . 4 . 1 備 蓄 見 込 量 B	計画期間 内目標量 A－B	備 考
食料 (一般向け)	146 万人 [*] ×70% ×2 食×3 日×0.1 ×0.824	420,000 食	292,960 食	127,040	3～69 歳 人口比 82.4%
食料 (要援護者)	146 万人 [*] ×70% ×2 食×3 日×0.1 ×0.168	85,700 食	—	85,700	1、2、70 歳以上 乳児・高齢者 人口比 16.8%
飲料水	146 万人 [*] ×70% ×2 本×3 日×0.1	509,000 本	(500ml ボトル相当) 50,400 本	458,600	500ml ペットボトル ※一部流通在庫備蓄
毛布	146 万人×50% ×1 枚×0.1	72,800 枚	54,640 枚	18,160	
トイレ	146 万人÷60 ×0.1 ×0.954	2,400 基	884 基	1,516	簡易トイレ 60 人に 1 基
生理用品	146 万人 [*] ×50% ×6 枚×3 日×0.1 ×0.06	65,600 枚	—	65,600	12～51 歳女性 人口比 24.1% ÷4≒6%相当 1 日 6 枚
紙おむつ (乳幼児)	146 万人 [*] ×50% ×6 枚×3 日×0.1 ×0.029	31,700 枚	—	31,700	0～41 か月 人口比 2.9% 1 日 6 枚
紙おむつ (大人) パンツ	146 万人 [*] ×50% ×2 枚×3 日×0.1 ×0.012	4,400 枚	—	4,400	要介護 3 以上 人口比 1.2%
紙おむつ (大人) 尿漏れパット	146 万人 [*] ×50% ×6 枚×3 日×0.1 ×0.012	13,200 枚	—	13,200	パンツ 1 日 2 枚 パット 1 日 6 枚 (セット)

※1 日目・2 日目・3 日目と定量で減少していく前提の算定（上記 4 の（2）を参照）

(参 考)

ブルーシート (防水シート)	146 万人÷300 ×50 枚×0.1	24,300 枚	58,282 枚	—	1 避難所当たり 300 人 1 避難所につき 50 枚
-------------------	-------------------------	----------	----------	---	---------------------------------------

算定は、旧指針（阪神・淡路大震災における実績を踏まえた算定）と同様の方法による。

(3) 備蓄物資の保管場所

現在整備されている県内11か所の県の備蓄倉庫に、引き続き分散備蓄するものとする。

直接備蓄を行う物資の増量等により、保管場所の不足が見込まれるため、備蓄倉庫の分布状況等を勘案しつつ、民間の営業倉庫への保管委託を行うことにより、保管場所を確保する。

なお、飲料水については、保管場所の確保のほか、定期的な物資の更新などの課題があることから、備蓄目標量の一部を「流通在庫備蓄」方式によるものとする。

また、今後、防災支援ネットワークの検討の中で、支援に関して空白域があるなど、新たな備蓄拠点・倉庫等を整備する場合には、民間の営業倉庫の保管委託の検討状況等を勘案の上、分散備蓄の量的調整を図る。

5 帰宅困難者対策として開設される県有の一時滞在施設利用者を

対象とした備蓄

(1) 備蓄品目

発災後最大3日間の一時滞在施設での滞在に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資を対象とする。

品目の選定に際しては、ある程度の長期保管に耐え得るものとする必要があることから、原則として、5年以上の使用期限又は耐用年数を有するものに限定するものとする。

ア 食料（主食）

加熱調理が不要であり、開封後何も手をかけずに食することができる長期保存用のクラッカーを中心とした備蓄を図る。

イ 飲料水（ペットボトル）

帰宅困難者等を対象として開設される県有の一時滞在施設は、一般の避難所と異なり、応急給水が十分に行き届かないことなども想定の上、ペットボトルによる飲料水の備蓄を図る。

ウ アルミブランケット

県有の一時滞在施設における保管スペース等を考慮し、毛布の代替品として、軽量で場所をとらないアルミブランケットによる備蓄を図る。

エ トイレ（携帯トイレ）

上下水道の使用が不可能な場合であっても、県有の一時滞在施設における便器の使用が可能であることを想定し、既存の便器に装着して使用する携帯トイレの備蓄を図る。

(2) 備蓄目標

ア 受入可能人数の算定

当該県有施設の受入可能人数は、耐震基準や受入可能スペースなどの基準を満たした施設のうちの利用可能面積を、一人当たりの平均使用面積（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会最終報告による。3.3㎡につき2人で換算。）で除した数値を利用する。

$$\text{＊ 県有一時滞在施設の最大受入可能人数} = \underline{14,200 \text{ 人}}$$

イ 備蓄目標量の算定にあたっての基本的考え方

(ア) 県有一時滞在施設の利用者については、原則として、県が対応するため、必要量の100%相当を県で備蓄することを前提とする。

(イ) 施設利用者が滞在中に一時的に帰宅することは想定できないため、利用者の持参率は考慮しないものとする。

(ウ) 最大3日間は移動させないことを前提としているため、3日間同数の利用者が滞在することを想定する。

(エ) 食料については一人当たり1日2食分、飲料水については一人当たり1日3本分、アルミブランケットについては一人当たり1枚分の備蓄を目標とする。

(オ) 携帯トイレについては一人当たり1日5回程度の使用を基本として算定する。

ウ 品目ごとの備蓄目標量

以上の算定に係る基本的な考え方を踏まえ、算定した備蓄品目ごとの目標量は、次表のとおりである。

品 目	計算式	目標量
食料	14,200 人×100% ×2 食×3 日	85,200 食
飲料水 (500ml ペットボトル)	14,200 人×100% ×3 本×3 日	127,800 本
アルミブランケット	14,200 人×100% ×1 枚	14,200 枚
携帯トイレ	14,200 人×100% ×5 回×3 日 (1 箱 100 回分)	2,130 箱

(3) 備蓄物資の保管場所

原則として、一時滞在施設として指定された当該施設内又は当該施設の立地する敷地内とする。

6 県の災害対応職員を対象とした備蓄

(1) 備蓄品目

発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資を対象とする。

品目の選定に際しては、ある程度の長期保管に耐え得るものとする必要があることから、原則として、5年以上の使用期限又は耐用年数を有するものに限定するものとする。

ア 食料（主食）

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として、加熱調理が不要な長期保存用のクラッカーやアルファ化米などの備蓄を図る。

イ 飲料水（ペットボトル）

応急給水活動による飲料水の提供の補完として、ペットボトルによる飲料水の備蓄を図る。

ウ トイレ（携帯トイレ）等

上下水道の使用が不可能な場合であっても、災害対応業務の継続が必要なことから、既存の便器に装着して使用する携帯トイレの備蓄を図る。

なお、災害対応業務の継続のため、必要に応じ、各所属において毛布等の備蓄に努めるものとする。

(2) 備蓄目標

ア 対象職員

県本庁及び出先機関における本部第3配備要員を対象とする。

*本部第3配備要員（公営企業を除く）

県本庁（災害対策本部 各部・班）	<u>3, 120人</u>
県出先機関（災害対策本部 支部・班）	<u>16, 215人</u>
計	<u>19, 335人</u>

イ 備蓄目標量の算定にあたっての基本的考え方

(ア) 食料については、一人当たり1日1食を、飲料水については、一人当たり1日1本を供給するための備蓄を行う。

(イ) (ア) の備蓄量を補完するため、平時から自助・共助による食料・飲料水の備蓄に努めることとし、その意識啓発に努める。

(ウ) 携帯トイレについては、一人当たり1日5回分の使用を想定した備蓄を行う。

ウ 品目ごとの備蓄目標量

以上の算定に係る基本的な考え方を踏まえ、算定した備蓄品目ごとの目標量は、次表のとおりである。

品 目	計 算 式	目 標 量 A	H25. 4. 1 備蓄見込量 B	計画期間 内目標量 A－B
食料	19,335× 1食×3日	58,100食	6,750食	51,350
飲料水 500ml ペットボトル	19,335× 1本×3日	58,100本	—	58,100
携帯トイレ	19,335× 5回×3日 (1箱100回分)	2,910箱	20箱	2,890

(3) 備蓄物資の保管場所

原則として、県の各庁舎内とする。

7 協定による物資の調達

使用期限が短いなど直接備蓄に向かないものや、大量に必要となるものなど、県・市町村における備蓄だけで全量を確保することが困難な物資等については、民間企業からの調達体制を構築することが不可欠である。

県では、被災市町村への支援体制を強化するため、これまでも大手コンビニエンスストアチェーンなどとの物資の優先協定の締結を推進してきたが、今後は、更に調達ルートが多様化を視野に入れた上で、関係事業者との協定締結を推進するとともに、既に協定を締結している企業についても、協定内容等を順次検証し、より円滑な供給体制の確保に努めるものとする。

(1) 流通在庫備蓄協定による協定企業からの調達

飲料水については、備蓄目標量の全量の在庫管理を行うことが困難であることから、その一部を流通在庫備蓄方式の協定を締結することにより、管理していくものとする。

協定先の調整等に際しては、倉庫の規模や立地条件などを考慮し、1か所に集中しないよう考慮するものとする。

また、その他の備蓄品目についても、必要に応じ、この方式の採用の可否を検討していくものとする。

(2) 優先供給協定による協定企業からの調達

既に協定を締結している協定企業については、首都圏を中心とした被害が発生することなどを想定した上で、調達可能な物資の品目や数量の検討を行うなどの再検証を行うなど、協定の実効性を高めるよう努めるものとする。

更に、民間からの調達体制の充実強化のため、業界団体やメーカーとの直接協定の締結等を含む調達ルートが多様化などにより、量的な確保を図っていく。

なお、当該協定により調達することが想定される品目は、次のとおりである。

- ア 粉ミルク（哺乳瓶などの授乳用具を含む。）
- イ 離乳食・おかゆ・アレルギー対応食など（量的補完）
- ウ 調理不要の主食（パン・おにぎりなどの消費期限が短いもの。量的補完）
- エ 飲料水・お茶（量的補完）
- オ トイレ・その他トイレ関連用品（簡易トイレ・携帯トイレなど。量的補完）
- カ 紙おむつ・生理用品（量的補完）

8 市町村との連携

(1) 情報の共有

いわゆる「プッシュ型」支援を行うことを想定し、平時から、どこにどれだけの物資の備蓄があるか、地域特性等を考慮し、地域ごとにどのような物的支援のニーズが高いか、支援物資集積のための拠点等をどこに設定しているのかなど、県・市町村における必要な情報の共有化を図るため、千葉県防災情報システムの積極的活用を図ることとし、同システムへの登録データの随時更新を関係機関が実施することにより、情報の鮮度を保持するよう努める。

同システムで管理できない情報等については、県が定期的に調査を行うなど、最新情報の共有化に努めるものとする。

(2) 備蓄意識高揚のための取組の促進

大規模災害が発生した場合には、特に発災初期を中心として、自助・共助による取組が欠かせない。また、事業所等における事業継続のためにも、必要な物資の備蓄等が重要となる。このため、県は、市町村と連携し、県民や事業所等に対する備蓄意識高揚のための取組を促進するよう努める。

9 その他

(1) 備蓄物資の計画的管理

食料・飲料水など明確な使用期限が設定されているものについては、備蓄倉庫内における保管場所などを含め計画的な管理に努め、円滑な更新ができるよう配慮するものとする。

特に、使用期限が1年を切ったもの等については、防災訓練での定期的な活用の方法をあらかじめ定めておくなど、期限切れの不用品とならないよう工夫するものとする。

（２）備蓄物資や資機材、システム等の試験的な導入

県は、技術革新等による備蓄物資や防災用の資機材、システムなどの情報収集に努め、試験的な導入などにより、その有効性を検証し、県の施策に活かすとともに、市町村への情報提供に努めるものとする。

（３）災害用医薬品等の備蓄及び調達

県が行う災害用医薬品等の備蓄及び調達については、災害時における初期医療救護活動に資することを目的とし、以下のとおり取り扱っていくものとする。

ア 災害用医薬品等の備蓄

災害発生時の医薬品及び衛生材料の救護所等への供給を円滑に行うため、地域保健医療救護拠点（健康福祉センター（保健所）等）に災害用医薬品等を備蓄しており、今後も、定期的な点検及び更新を行うなど、備蓄医薬品等の計画的な管理に努める。

イ 協定による医薬品等の調達

県は、アの不足が予測される場合は、千葉県医薬品卸協同組合との協定に基づき、医薬品等の調達を図るものとする。